

公 告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和6年4月10日

高砂市病院事業管理者 院長 渡 部 宜 久

1 入札に付する事項

(1) 件名

高砂市民病院で使用するガス調達（長期継続契約）

(2) 仕様等

別紙「高砂市民病院で使用するガス調達（長期継続契約）仕様書」のとおり

(3) 契約期間

令和6年7月1日から令和7年6月30日まで

（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約とする。）

2 入札参加資格

この入札に参加することができる者は、この公告の日から入札の日（以下「入札日」という。）までにおいて、次に掲げる事項のいずれにも該当するものとする。

- (1) ガス事業法（昭和29年法律第51号）第3条に規定するガス小売事業者の登録を受けていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく入札参加の資格制限に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）であること。
- (4) 高砂市外に本社、営業所等を有する者にあつては、国税に滞納がないこと。ただし、高砂市内に本社、営業所等を有する者にあつては、市税及び国税に滞納がないこと。
- (5) 高砂市の指名停止基準に基づく指名停止を入札参加申込期限日及び入札日のいずれにおいても受けていないこと。
- (6) 高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年高砂市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (7) この公告の日から過去2年間の間に、高砂市民病院で使用するガス調達の契約と同規模以上の都市ガス供給契約（12か月以上の期間であるものに限る。）を他の官公庁と締結し、履行した実績を有し、又は現に履行中であること。

- (8) 調達物件を所定の場所に供給することができる者であること。また、事故発生時の緊急対応が必要な場合に対応可能な体制が整備されていること。
- (9) 仕様書等の内容を熟知し、ガス供給内容等を十分に理解した上で入札に参加することができること。

3 契約条項を示す場所及び期間

本件に係る契約書等は、次のとおり公開する。

- (1) 公開期間
令和6年4月10日（水）から同月18日（木）まで
- (2) 公開場所
高砂市民病院ホームページ

4 入札参加申込書等の交付期間、交付場所及び交付方法

- (1) 交付期間
令和6年4月10日（水）から同月18日（木）まで
- (2) 交付場所
高砂市民病院ホームページ
- (3) 交付方法
無料で交付する（高砂市民病院ホームページからダウンロードすること。）。)

5 入札参加資格の確認申請及び結果通知

この入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書兼誓約書及び参加資格確認資料等（以下これらを「申請書類」という。）を次の(1)から(3)までに定めるところにより提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

- (1) 提出期間
令和6年4月11日（木）から同月18日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）
- (2) 提出場所
〒676-8585 高砂市荒井町紙町33番1号
高砂市民病院事務局総務課施設係 電話番号 079-442-3981
- (3) 提出方法
一般書留郵便により(2)の提出場所に郵送で提出すること。ただし、期限までに必着のこと。
- (4) 結果通知
令和6年4月22日（月）までに郵送又はファクシミリにより通知する。

6 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時
令和6年5月10日（金）午前11時から

(2) 入札及び開札の場所

高砂市荒井町紙町33番1号

高砂市民病院2階講義室

電話番号 079-442-3981

(3) 入札書の提出期限及び提出場所

令和6年5月9日(木)午後5時までに、入札書を次に掲げる提出先に一般書留郵便による郵送又は持参により提出すること。

〒676-8585 高砂市荒井町紙町33番1号

高砂市民病院事務局総務課施設係

電話番号 079-442-3981

なお、詳細については、別紙「入札に関する特記事項」を参照のこと。

(4) 開札

上記(1)及び(2)の日時及び場所において行う。

なお、入札者の立会いは任意とする。

(5) 落札者の決定方法

高砂市病院事業契約規程(昭和63年高砂市病院事業管理規程第17号)において準用する高砂市契約規則(平成7年高砂市規則第3号。以下「契約規則」という。)第11条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除

イ 契約保証金 (7)クによる月額平均のガス料金に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)に12を乗じて得た額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の日までに納付すること。ただし、保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を同日までに提出したとき等契約規則第30条各号に該当する場合は、この限りでない。

(7) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到着していること。

イ 入札者又はその代理人が当該入札において2通以上した入札でないこと。

ウ この入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってなされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

カ 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回をすることはできないものとする。

キ 代理人が入札をする場合は、職員の指示により委任状を契約担当者に提出すること。

ク 契約の締結は単価契約により行うが、落札の決定は、契約期間に係るガス料金の予定総額を12（月数）で割った「月額平均のガス料金（1円未満の端数を切り捨てた金額）」の比較によって行うものとする。この予定総額には、単価調整（原料費調整額）を含むガスの供給に必要な一切の諸費用を含むものとする。

なお、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額（税抜き金額）を入札書に記載すること。

ケ 入札者は、入札に当たっては、契約期間におけるガス使用量の単価（単価調整（原料費調整額）を含むガスの供給に必要な一切の諸費用を含む。）を設定することを条件とする。そのため、入札書に記載した金額について入札金額積算内訳書を作成し、これを入札書とともに提出すること。当該内訳書に積算の内訳を記載できない場合は、当該内訳書を見本に任意の様式を作成し、提出すること。

なお、積算に用いた単価及び算出式は、契約期間中変更せずに適用するものとする。

コ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

サ 入札の執行回数は、1回を限度とする。

(8) 支払条件

月払とする。

(9) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、申請書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 詳細は、入札説明書による。